

収入減少影響緩和対策(ナラシ)を申請された皆様へ

【収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書】が届いたら

通知書の紛失にご注意ください！

令和8年度の経営所得安定対策等交付金の申請において、「収入減少影響緩和対策」を申請された方には、7月中旬～8月中旬にかけて、届出住所あてに「収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書」が送付されます。

これは、**積立金納付に関する重要なお知らせ**ですので、お手元に届きましたら、**速やかに開封し、内容をご確認ください。**

※通知書については、『圧着はがき』又は『封書』のどちらかで送付されますが、記載されている内容に違いはありません。

通知書（圧着はがき）のみほん

※従来どおり封書で届く方もいます

令和8年度 重要

宛先に誤りがないか確認してください。

〒0000-0000  
□□県□□市□□町□□1-2-3  
農林 太郎 殿

20260529 N1-Z000006#

経営所得安定対策等に参加する農業者の皆様へ  
農林水産省からの大切なお知らせです。  
開封前に必ず宛先を確認してください。

不着物等の送付先  
北陸農政局 生産部 経営政策調整官付  
〒920-8566  
石川県金沢市広坂2-2-60金沢広坂合同庁舎

農林水産省

みほん

収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書

収入減少影響緩和交付金における積立額等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 積立額  
本交付金の交付を希望する方は、(ア)又は(イ)のいずれかの積立額をお選びいただき、納付期限までに納付先に納付してください。

(ア) 10%の収入減少に対応 XXX,000 円

又は

(イ) 20%の収入減少に対応 XXX,000 円

2 納付期限  
令和8年8月31日

3 納付先

|       |             |
|-------|-------------|
| 金融機関名 | □□農業協同組合    |
| 支店名   | □□支店        |
| 種目    | 普通          |
| 口座番号  | 00000000    |
| 口座名義  | □□県担い手育成協議会 |

(注意事項)  
1 積立額が納付期限までに納付されない場合は、収入減少影響緩和交付金の交付を受けることができません。  
2 積立額の納付に当たっては、届出人名義の前に交付申請者管理コードの下6桁( )を記入してください。  
3 農事組合法人(ナラシ)、株式会社(ナラシ)等、納付時の振込名義に略称が使用できる場合は使用してください。

(注) 経営所得安定対策等交付金の制度の詳細については、経営所得安定対策のウェブサイトをご確認ください。  
ウェブサイトは以下の二次元コードからご覧になれます。

実際に振込する額は、届いた通知書をご確認ください。

必ずご一読ください。

【お知らせ】  
令和8年度末に係る交付申請時の注意点  
・直接販売を行い、販売伝票等が複数枚ある場合、原則、確認書類とあわせて、数量報告書(一覧表)の提出をお願いします。

納付期限及び振込先に「\*\*\*\*\*」が印字されている方は、J A等事務委託申請者です。

お問合せ先  
北陸農政局 □□県拠点  
電話 000-000-0000

交付申請者管理コード XXXXXXXX0123456789

実際に送付される圧着はがきの裏面には、『積立額の算出』などの情報も印刷されています。

1. 積立額

ご自身の通知書にある積立額の(ア)又は(イ)のどちらかを選択してください。

(ア) 10%コース (イ) 20%コース

※積立金の残額に応じて、「20%のみ」や「積立額不要」の記載場合があります。

2. 納付期限

令和8年8月31日(月) 期限厳守

納付期限を過ぎて納付した場合は、交付金の交付を受けることはできませんので、早めに納付手続きを行ってください。

●納付先等に「\*\*\*\*\*」が印字されている方は、J A等事務委託申請者の方です。

J A等が、申請者から連絡のあったコースの金額を、申請者の口座から振替処理を行います。

●納付先に具体的な納付先が印字されている方は直接申請者の方です。

選択したコースの積立金を、記載されている納付先へ期限までに納付してください。

★★★重複納付にご注意ください！！★★★

事務委託契約を結んでいるにも関わらず、通知書の振込先に具体的な納付先が印字されていた場合は、**ご自身で納付する前に**最寄りのJ A等に連絡し、ご確認をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

新潟県 北陸農政局 新潟県拠点 地方参事官室  
電話：025-228-5212  
石川県 北陸農政局 石川県拠点 地方参事官室  
電話：076-203-9140

富山県 北陸農政局 富山県拠点 地方参事官室  
電話：076-441-9307  
福井県 北陸農政局 福井県拠点 地方参事官室  
電話：0776-30-1619

A

JA等事務委託  
申請者

(積立金の納付に関し、JA等と事務委託契約を締結している申請者)

JA等事務委託業者からの  
お知らせ文書(例)

ナラシ対策加入者 各位  
(事務委託契約者)

JA〇〇〇〇〇営農センター

令和8年度ナラシ積立金の口座振替について

令和8年度のナラシ積立金については、8月末日までにナラシ積立金管理者へ納付する必要があります。

つきましては、貴殿との事務委託契約に基づき、令和8年度ナラシ積立金については、下記のとおり、貴殿の口座から振替処理を行い、当JAから積立金管理者へ納付(振替)しますので、お知らせします。

記

振替予定日 令和8年8月〇〇日(〇)  
通帳印字 ナラシ拠出

(JA〇〇〇〇〇営農センター 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

● 申請者は、通知書に記載されている10%又は20%のどちらのコースを希望するかをJA等事務委託業者へ連絡する。

※ 通知書に20%のみ記載されている方は、20%を選択し、積立金不要と記載されている方は積立金納付は必要ありません。

● JA等事務委託業者は、申請者から連絡のあったコースの金額を申請者の口座から振替処理を行う。

● JA等事務委託業者は、事務委託契約のある申請者分を取りまとめ、積立金管理者へ一括納付(振込)する。

(注)お知らせ文書の内容及び周知方法や、口座振替処理の方法等については、各JA等事務委託業者によって異なります。



## ★★★重複納付にご注意ください★★★

事務委託契約を結んでいるにも関わらず、通知書の振込先に具体的な納付先が印字されていた場合は、ご自身で納付する前に最寄りのJA等に連絡し、確認をお願いします。

## B 直接申請者

(上記A以外の申請者)

● 申請者は、通知書に記載されている10%又は20%のどちらかのコースを選択する。

● 申請者は、ご自身で最寄りの金融機関から、選択したコースの金額を積立金管理者へ納付(振込)する。

※ 通知書に20%のみ記載されている方は20%を選択し、積立金不要と記載されている方は積立金納付は必要ありません。

● 納付期限の8月31日に納付した場合、手続の時間帯により翌日扱いとなる場合がありますので、早めに手続を行ってください。

● 振込手数料等は申請者負担となります。

受取人は、通知書の「3 納付先」を記入する。

振込依頼書  
見本

金額は、通知書の

「1 積立額」の

(ア) 10%コース

(イ) 20%コース

どちらかを選択して振り込む。

申請者名の前に交付申請者管理コードの下6桁を記入する。 ※同姓同名の方を判別するためです。

(例) フリガナ 456789 ノウリントロウ  
漢字 農林 太郎